



前略 いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

生命保険・傷害保険の税務上の取り扱いについて(会社の場合)

このほど長期傷害保険(終身保障タイプ)に関する税務上の取り扱いについての改正が国税庁から発表されました。内容を結論から言えば、今まで経費になっていた傷害保険の保険料のうち経費にならないものが決められました。保険の種類は多種、契約の形も多様です。税務上の取り扱いについても複雑になっています。「会社の経費になるから」と外交員に勧められた保険がまったく経費にならないものや、1/2資産計上すべきもの、あるいは役員賞与になってしまうものも多々あります。

また、いつも問題となっているのが、保険外務員による解約返戻金率の説明の仕方です。保険会社が100%以上戻りますといった説明を平気でしています。この場合節税効果を40%含めての数値で説明するため、実際には60%ぐらいしか戻らない場合もあり、ほとんど詐欺に近い気がします。

1・生命保険の種類とその取り扱い

種類	保険の性格	メリット	デメリット	税務上の取り扱い
定期保険	いわゆる掛捨て保険	保障の割に保険料が安い	解約返戻金がない(特殊な契約を除く)	会社が従業員・役員のために支払った保険料は経費になる
終身保険 (一部のがん保険・医療保険を除く)	一生涯保障	保障が一生続く	保険料が高い	会社が従業員・役員のために支払っても経費にならない 遺族が受取人の場合は給与になる
養老保険	貯蓄タイプ 満期がある	解約返戻金が高い	保険料が高い	下表のとおり

死亡保険の受取人	満期保険金の受取人	税務上の取り扱い (支払った保険料)
会社	会社	資産計上
従業員の遺族	従業員	従業員への給与
従業員の遺族	会社	1/2資産 1/2経費

2・企業保険に多い契約(名前は定期保険)

税法上の名前	区分	税務上の取り扱い
長期平準定期保険	保険期間満了時の加入者の年齢が70歳超かつ加入時の年齢+保険期間×2が105を超す	保険期間の最初6割は1/2しか経費にならない
逡増定期保険	保険期間満了時の加入者の年齢が60歳超かつ加入時の年齢+保険期間×2が90を超す	保険期間の最初6割は1/2しか経費にならない
・保険期間が長い ・保障が増えていく ・保険料は一定	保険期間満了時の加入者の年齢が70歳超かつ加入時の年齢+保険期間×2が105を超す	保険期間の最初6割は1/3しか経費にならない
	保険期間満了時の加入者の年齢が80歳超かつ加入時の年齢+保険期間×2が120を超す	保険期間の最初6割は1/4しか経費にならない

健全な企業経営を考えた場合、企業防衛のための手段として保険は必要です。

しかし、強引な外交員のおばちゃんに押し切られ、何百万もの損失を出した例は後を絶ちません。

会社または個人での生命保険の新規加入・契約変更等を検討される場合は、事前にご相談下さい。